

○鹿児島大学学生海外研修支援事業実施要項

平成22年6月22日

学長裁定

(趣旨)

第1 鹿児島大学学生海外研修支援事業(以下「海外研修事業」という。)は、鹿児島大学憲章に基づき、鹿児島大学(以下「本学」という。)が、自主自律と進取の精神を併せ持ち、かつ社会の発展に貢献し、国際社会で活躍できる人材の育成を図るため、本学で実施する学生の海外研修を支援することを目的とする。

(支援対象)

第2 海外研修事業は、次に掲げる海外研修を対象とする。

- (1) 共通教育センターにおいて、共通教育科目として実施する海外研修
- (2) 学部の専門教育科目及び大学院の授業科目として実施する海外研修
- (3) その他学長が必要と認める海外研修

(支援内容)

第3 海外研修事業は、次に掲げる経費を支援することができる。

- (1) 第2に掲げる海外研修に参加する学生の渡航費
- (2) 本学が指定する海外旅行保険
- (3) 授業料
- (4) 奨学金
- (5) その他学長が必要と認める経費

2 各事業に対する支援は、前項各号のうちから、それぞれ別に定める公募要領により選定する。

(申請)

第4 海外研修事業の支援を希望する共通教育センター長、学部長及び研究科長は、別に定める申請書及び参加者名簿を添えて学長に申請する。

(選考)

第5 海外研修事業の支援対象の選考については、別に定める選考基準に基づき、申請のあった海外研修を鹿児島大学学生海外研修支援事業選考委員会(以下「委員会」という。)が選考し、学長が決定する。

2 委員会については、別に定める。

(報告)

第6 海外研修事業の支援を受けた、共通教育センター長、学部長及び研究科長は、研修終了後、1か月以内に授業担当者及び参加者の海外研修報告書を取りまとめて学長に提出する。

(事務)

第7 海外研修事業に係る事務は、学生部国際事業課において処理する。

(雑則)

第8 この要項に定めるもののほか、海外研修事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成22年6月22日から実施する。

附 則

この要項は、平成28年11月17日から実施する。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から実施する。